

日本クラブ会則

目次

1. クラブの名称
2. クラブの所在地
3. クラブの目的
4. 公用言語
5. 会員資格
6. 法人会員
7. 入会手続
8. 会費
9. 特別会員
10. 会則の遵守と会員資格の終了
11. クラブの運営
12. クラブの理事及び役員を選退任
13. クラブの総会
14. 事務局長
15. 協力と提携
16. 慈善寄付・施設の使用
17. 日本クラブ・リミテッド
18. 通知
19. クラブの解散
20. クラブ住所の使用
21. 雑則
22. 会則の認証日

(英文「NIPPON CLUB BY-LAWS」が正本となる)

2009年3月

第1条 クラブの名称

- 1.1 当クラブを「日本クラブ(以下「クラブ」という)」と称する。

第2条 クラブの所在地

- 2.1 クラブは本部を英国ロンドン市に置く。

第3条 クラブの目的

3.1 クラブの目的は、転任その他の目的で英国に居住もしくは滞在している日本国市民であるクラブの会員(以下「会員」という)の福利を図る活動を行なうことであり、その中には次のような活動が含まれる。

- 3.1.1 会員の社会福祉、レクリエーション、教育活動を促進するためのクラブを設立・維持・運営すること。
- 3.1.2 会員への医療サービスの提供を目的とする診療所を設立すること。
- 3.1.3 主に会員及びそのゲストが心身両面のレクリエーションをする場として、クラブハウス、クラブ・ルームその他の施設を提供すること。
- 3.1.4 日英両国間の友好的な国際関係を促進すること。

3.1.5 前各項の目的の達成に繋がる諸活動を行うこと。

第4条 公用言語

- 4.1 本会則を除いて、クラブの公用言語は日本語とする。総会議事録を含むクラブの内部書類は、関連法規に基づき英語で作成する必要がある場合を除き、日本語で作成する。内部の会合はすべて日本語で行なう。クラブ文書の英語版と日本語版に矛盾が生じた場合は、(本会則を除き)日本語版に従う。

第5条 会員資格

- 5.1 クラブは、法人会員、正会員、個人(駐在員)会員、個人(一般)会員、個人(永住)会員、シニア個人(永住)会員、家族会員、学生会員、海外会員から構成される。会員はすべて、英国およびその近隣地域に居住する日本国市民(法人会員の 경우에는 当該日本国市民を雇用する組織)とする。ただし、家族会員については、日本国市民の一親等家族または被扶養者であれば、必ずしも日本国市民である必要はない。
- 5.2 正会員の資格を得るためには、法人会員に雇用される一時的に日本から英国に転任している日本国市民、または、法人会員に雇用される従業員である必要がある。法人会員ではない会社より一時的に英国に派遣されている日本国市民の場合、個人(駐在員)会員の資格を得ることができる。日本よりの派遣員ではない一時的に英国に居住している日本国市民の場合、個人(一般)会員の資格を得ることができる。英国の永住ビザを取得した日本国市民は、個人(永住)会員の資格を得ることができる。英国の永住ビザを取得した日本国市民で、年齢が60歳を超えている場合、シニア個人(永住)会員の資格を得ることができる。正会員、個人会員もしくは個人(永住)会員の親等家族または被扶養者で、英国に居住している場合、家族会員の資格を得ることができる。日本国市民の学生で、年齢が18歳以上であり、英国の学生ビザによって少なくとも6ヶ月の滞在を認められている場合、学生会員の資格を得ることができる。日本に居住する元会員等で、クラブの目的の促進に賛同している場合、海外会員の資格を得ることができる。
- 5.3 会員は本クラブ会員としての特典を享受する権利を有する。具体的には次の通りである。

5.3.1 すべての会員は、理事会が随時定める利用料を支払うことによって、クラブの会議室(もしくはサロン)を予約利用できる。(各室の利用に際してはクラブ内規を順守しなければならない)。

5.3.2 すべての会員は、所定の料金を支払うことによって、クラブ専属の診療所の施設を利用できる。ただし、関係当局が診療所における医療サービスに関

して定める制限に従わなくてはならない。

5.3.3 すべての会員は、クラブのスポーツ、趣味及び文化的各種活動へ参加出来る。当該活動への参加費は各活動の主催者により決定される。

5.4 これに加えて理事会は、会員資格の種類の新設、各会員資格の権利・特典の改正を妥当と認めるときは、随時これを実施することができる。

5.5 各個人会員権はこれは各個人に帰属しこれを移転譲渡することはできない。正会員権については移転・被移転会員両者が同一の法人会員に勤務する場合に限って理事会が暫時定めるところの手数料を支払うことによりこれを移転することができる。

5.6 書記長は、会員の氏名と住所を記録し管理する。

第6条 法人会員

6.1 1960年5月17日のクラブ創立総会に於いて、書記長(第11条3項参照)が同総会用に作成した「法人名簿並びに寄付目録」に記載した法人をクラブの法人会員とすることが決議された。

6.2 理事会は、同会の裁量による金額を入会金として請求することができる。

6.3 理事会は、法人会員からの寄付を随時受領することができる。

6.4 書記長は、個々の法人会員からの寄付の記録を保管する。

6.5 法人会員の退会があった際は、理事会の指示によって、書記長は当該法人会員からの寄付記録を削除する。

第7条 入会手続

7.1 入会を希望する個人は、英国およびその近隣地域に居住する日本国市民でなくてはならない。ただし、会員の一親等家族または被扶養者である場合、日本国市民でなくても家族会員の資格を申請できる。個人(駐在員)会員、個人(一般)会員、(シニア個人(永住)会員を含む)個人(永住)会員の資格を申請する場合は、少なくとも会員2名の推薦が必要である。クラブ入会希望者は、入会申請書(クラブのインターネット・ホームページよりダウンロード可能、またクラブの本部にも常備)に、理事会が随時定める必要事項を記入の上、これを提出する。入会を認める権限は理事会に存する。法人会員として入会を希望する組織よりの入会申請は理事会により審査される。

7.2 新入会員は、入会が認められた日から直近の9月30日までの会費の全額をクラブが受領するまでは、会員の権利または特典を行使できない。会費の支払を行なえば、会員証を提示することにより、当該会員が属する会員種別に認められた権利と特典を行使できる。会員の種類に応じてどのような権利と特典を認めるかは、理事会が随時決定する。

第8条 会費

8.1 年会費は、理事会がこれを会員の種類ごとに随時決定する。会費の支払は、金額可変口座引き落としその他、理事会が随時決定する方法で行なう。

8.2 会費の支払日は、(入会時に支払う初年度会費を除き)毎年10月1日とする。4月1日から8月31日までの期間に入会した会員の初年度会費は、その時点の年会費の半額とする。9月1日以降に入会した会員の初年度会費は無料とする。

8.3 理事会は、3ヶ月を超えて会費を滞納した会員に対し、議決権を含むクラブの会員資格を剥奪する権限を持つ。

第9条 特別会員

9.1 理事会は、特別の榮譽を持つ人物、クラブまたはその目的に対して顕著な功績があった人物、その他理事会が特に妥当と認めた場合、日本国市民以外の人物を特別会員として認めることができる。特別会員の権利、特典、会費は、各会員ごとに理事会が決定する。ただし、特別会員は、総会への出席および投票は行なうことができない。

第10条 会則の遵守と会員資格の終了

10.1 すべての会員は、実施中のクラブ会則、細則、規則を遵守するものとする。

10.2 会員が死亡した場合、または法人会員が消滅した場合は、会員資格が終了する。

10.3 退会を希望する会員は、事務局長に退会する旨書面で通知すればいつでも退会できる。会員は、納入した会費の払い戻しを受けることはできない。

10.4 退会届は、会費を含むクラブへの金銭債務の全額支払をもって有効となる。

10.5 会員が犯罪を犯し有罪が確定した場合、または破産宣告を受けた場合は、クラブの会員資格が剥奪される。

10.6 会員の行為が、クラブの世評や利益に有害あるいは侵害するものであると(当該会員の釈明を十分考慮した上でも)理事会が認める場合、理事会は特別理事会の招集通知書(会議の主旨を明記したものを)を開催日の少なくとも7日前に送付するよう書記長に指示することができる。

10.7 特別理事会出席者の3分の2の賛成があった場合、理事会は、当該会員に資格停止を通知し、クラブへの債務の全額支払を求める通知書を送付するよう書記長に指示することができる。

10.8 家族会員の会員資格は、主たる会員の会員資格に基づくものであるから、主たる会員の会員資格が終了した場合、家族会員の資格も同時に自動的に終了する。

第11条 クラブの運営

11.1 クラブは理事会と称する委員会により運営される。

- 11.2 理事会の定数は 35 名以内とし、同会が随時決定する時期に会合を持つ。
- 11.3 書記長は、理事会において同会理事の中から指名される。
- 11.4 書記長は、理事会招集通知書を開催日の 3 日前までに理事全員に送付しなければならない。
- 11.5 理事会は、定数の 2 分の 1 に相当する人数をもって定足数とする。
- 11.6 会則に別段の定めがない限り、理事会の決定事項は出席者の単純過半数をもって議決される。
- 11.7 理事会は、必要に応じて規則を新設する権限を持つ。但し、本会則の趣旨と規定に準拠した規則でなければならない。
新規則は、理事会あるいは総会の単純過半数により修正、保留、撤回が議決されない限り、クラブの全会員を拘束する。
- 11.8 理事会は、理事又はクラブ会員の中から委員を随時選任の上、各種委員会を創設し、これに必要に応じて一定の(本会則の規定に反しない)権限を付与出来る。また、理事あるいはクラブ会員の中から各種委員会の委員長を指名する権限を持つ。
- 11.9 クラブの運営あるいは活動に関与する会員が、その関連で損失を被った場合は、損失の補償を求めることが出来る。
- 11.10 理事会は、クラブハウス、診療所、またはその一部を、理事会が会員の利益の保護の目的に必要なとみなす期間、閉鎖させることができる。会員は、かかる閉鎖を根拠として、会費の全額または一部の返還を求めることはできない。

第 12 条 クラブの理事及び役員を選退任

- 12.1 クラブ創立総会に向けて会則を起草したメンバーが理事会の初代理事となり、その任期はクラブ第 1 回年次総会までとされた。
- 12.2 初代理事が選任されたのち、理事は以下の方法で選任される:
理事候補は以下の内いずれかの方法により推薦される:

(a) 理事会が年次総会[第 13 条参照]開催日の少なくとも 21 日前に、本人の書面による同意を得た上で候補者を推薦する。

(b) クラブの会員 2 名が候補者 1 名を本人の書面による同意を得た上で推薦する。

候補者の推薦状は年次総会の少なくとも 30 日前に書記長の手元に到着しなければならない。

書記長はクラブ本部にこれらの推薦候補リストを掲示すると共に、その写しを年次総会の少なくとも 21 日前に各会員宛てに発送しなければならない。

理事候補者が定数 35 名を越えたときは年次総会において投票により選出される。

会員は、本会則で議決権行使の資格が剥奪されていない限り、理事選出のため 35 票を投じる権利がある。

票決が同点となった場合は無記名投票により決定される。

議決権を行使出来る会員は、出席不能のときは、議決権の代理行使者を指名することができる。

- 12.3 辞任その他の事由で理事会に欠員が生じたときは(クラブの年次総会での指名が定数 35 名に満たない場合を含め)、理事会はクラブ会員の中から理事を補欠選任する権限を持つ。
補欠理事の在任期間は次期年次総会までとする。

12.4 クラブの名誉会長は理事会により選任される。

12.5 クラブの会長は、理事の間で互選され、年次総会において正式指名され、その任期は就任から次期年次総会までとする。

12.6 副会長は、理事会の互選により指名される。理事会は、必要に応じて、理事の中から複数の副会長を指名する権限を持つ。

12.7 任期中の会長の解任は、クラブの総会で 3 分の 2 を越える多数、即ち、総会において議決権を行使できる本人または代理人の 3 分の 2 以上の多数決で議決された場合にのみ執行できる。

12.8 前項が執行された場合、当該の総会で同様の多数決をもって、理事の中から後任会長を指名することができる。

後任会長指名の不成立あるいは、会長の死亡または辞任の事由が生じたときは、副会長が 1 人の場合は当の副会長が後任となるが、複数副会長の場合は理事会がその中から後任会長を選任する。

後任会長の在任期間は、解任、死亡、辞任のない場合の前任者の残任期間とする。

- 12.9 会長あるいは委員会委員を含め、理事の任にある者が、勤務先法人の異動によりその任務の遂行が不能となったときは、当該役員を雇用する法人が、理事会の 3 分の 2 の合意を得た上で、それぞれの交代役員を送り込むことができる。

第 13 条 クラブの総会

13.1 クラブの総会とは、全会員が招集される会議と定義される。クラブは年次総会と呼称される総会を各暦年最低 1 度招集する。

年次総会では以下を含める事項が議題となる

- (a) クラブの理事の選任
(b) 年度会計の報告と承認
(c) 監査人の指名

13.2 書記長は年次総会開催日の少なくとも 21 日前に開催通知を、また、同じく 21 日前に付議事項通知を送付しなければならない。

13.4 会則の削除、追加あるいは修正の提議は、総会で議決権を行使できる会員本人または代理人の 3 分の 2 の多数をもって議決される。

- 13.5 クラブの会計年度の末日は毎年 9 月 30 日で同日を決算日とする。
- 13.6 本会則に特別の多数決規定がある場合を除き、いかなる決議も単純過半数をもって成立する。この場合、議決権を有する会員の 3 分の 1(議決権の代理行使を含む)をもって定足数とする。
- 13.7 正会員、個人会員、(シニア個人(永住)会員を含む)個人(永住)会員、法人会員のみが、クラブの総会における投票権を持つ。
- 13.8 法人会員については、理事会の随時の決定により、支払った会費額に比例して複数の票を持つ場合もあり得る。

第 14 条 事務局長

- 14.1 クラブの事務局長は、委員会により選出され、理事会により任命される。
- 14.2 事務局長はクラブ本部に配属され、クラブの運営に関わる日常業務をその任務とする。
- 14.3 事務局長は銀行取引の署名権者となり、必要に応じて、理事会の事前承認を得て、各種取引契約に署名する権限も付与される。

第 15 条 協力と提携

- 15.1 理事会は、クラブを他のクラブまたは団体と協力関係または提携関係に置き、互恵的その他の契約を他のクラブまたは団体と結ぶことができる。契約の条件は、理事会が随時承認できる。理事会は、こうした契約を随時終了または修正できる。

第 16 条 慈善寄付・施設の使用

- 16.1 理事会は、クラブ会員の利益となると認められる慈善事業への寄付もしくは募金活動に応じる権限を有する。
- 16.2 英国に滞在する日本国市民であれば、クラブの目的に合致する範囲内で、クラブ専属の診療所を利用できる。ただし、非会員の治療費は会員より割高とし、その料率は理事会が随時決定するものとする。

第 17 条 日本クラブ・リミテッド

- 17.1 クラブの維持と運営を目的とすることを定款に規定した法人として、有限責任会社である「日本クラブ・リミテッド」を設立する。
- 17.2 理事会は、クラブの受託者としての職務を遂行する法人会員 2 社を指名する。
- 17.3 理事会は、受託者に対して、日本クラブ・リミテッドの株式の取得を指図し、日本クラブの清算終了まで信託財産である当該株式を、クラブ会員の利益のために、保持するよう指図することができる。
- 17.4 日本クラブ・リミテッドの清算は、クラブ会員の 3 分の 2 の多数による事前の承認を経て決議されるものとする。

第 18 条 通知

- 18.1 この会則にしたがって行われる通知は、すべて書面で行わなくてはならない。会員に対する通知は、会員名簿に記載された会員の住所宛てに投函された時点で送付されたものとみなされる。

第 19 条 クラブの解散

- 19.1 クラブは、総会で議決された場合は解散する。ただし、解散の議決は、総会において、代理人を含む出席者の 3 分の 2 の多数の承認が必要である。
- 19.2 クラブが解散される場合、クラブの債務支払い後の残余財産は、会員に対し、清算手続開始日より遡及して 2 年間にそれぞれの会員から受取った会費に比例按分して分配される。クラブ解散決議日現在の会員のみが当該財産の分配を受けることをここに、疑義を生じないよう、付記する。

第 20 条 クラブ住所の使用

- 20.1 会員は、法的手続書類、広告、チラシ、書簡、名刺等において、自分の住所等としてクラブハウスの名称および住所を用いることはできない。

第 21 条 雑則

- 21.1 見出しおよび索引は会則の一部とはみなされない。
- 21.2 会則において、男性を指し、または男性を意味する言葉は、すべて女性を含み、女性にも適用されるものとする。

第 22 条 会則の認証日

- 22.1 本会則は 2009 年 3 月 25 日をもって正式認証された。これに伴い以前の会則は全て効力を失う。